

住民基本台帳(一部)の閲覧状況の公表について

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり閲覧状況を公表します。

個人または法人の申出による住民基本台帳の閲覧状況一覧表 令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

	閲覧日	閲覧した機関などの名称		閲覧目的の概要	閲覧に係る住民の範囲(条件・地域)	
		実施機関	調査委託機関		地区	年齢など
1	5/27	公益財団法人 笹川スポーツ財団	(株)日本リサーチセンター	「子ども・青少年スポーツ ライフに関する調査」の対 象者抽出のため	あやめ1丁目～2丁目 潮来	4歳以上21歳以 下の男女
2	1/13	内閣府 政策統括官	(株)日本リサーチセンター	「子ども・若者統合調査」 実施に向けて、調査項 目、調査方法を検討する 上での基礎資料として活 用	上戸、島須、堀之内 茂木、清水	10歳以上15歳 以下の男女